

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 大瀬 昭信

署名委員 中棚昭三十

奄美市農業委員会第11回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年11月25日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	柴 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満		
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 1名
14番 柿園 三十昭

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 報告事項

- ・地域計画策定推進活動へのご協力について（依頼） 奄美市農林水産課
- ・農業委員・推進員の募集について
- ・事前協議、総会日程について
- ・忘年会の日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第65号 非農地の認定について
- 議案第66号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出について（除外・軽微）
- 議案第67号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第68号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について
- 議案第69号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は１５人、欠席者は１人で総会は成立いたしました。

これから、令和６年第１１回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《 日程第１ 》

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、１５番 大瀬 委員と１６番 中棚 委員 のお二人を指名いたします。

《 日程第２ 》

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、 議案第６４号から議案第６９号の６件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

事務局

《 日程第 3 》

(池 局長)

議案第 6 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請No. 3 8、 3 9 について議題といたします。

それでは事務局からNo. 3 8、 3 9 について説明を求めます。

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は笠利地区の贈与が 2 件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

No. 3 8 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字万屋字川ラ勝の他 4 筆の申請です。

農地区分の第 1 種農地につきましては字川ラ勝の 2 筆と字中永田の 1 筆の合計 3 筆であります。残りの 2 筆につきましては第 2 種農地であります。

譲渡人の 5 筆の農地の面積は 5, 7 8 0 m²で贈与による申請となります。農地取得後は、サトウキビの他ドラゴンフルーツ、パイナップルを栽培する予定であります。

また、1 2 ページには営農計画書も提出されております。

続きましてNo. 3 9 です

1 3 ページをお開き下さい。

No. 3 9 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字須野字小山田の 1 筆の申請です。

農地区分は第 1 種農地であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 6 5 2 m²で贈与による申請となります。

2 0 ページの字図から申請地と側溝を挟んで隣接する農地につきましては譲受人が所有する畑であり今回、集積して営農する目的であります。

農地取得後は、タンカン、野菜、バナナを栽培する予定であります。

以上 2 件の申請でございます。

議長	(岸田 会長) それでは担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願い致します。
1 2 番	(山田 委員) 譲受人について説明 議案第 6 4 号 農地法第 3 条の規定によるNo. 3 8についての調査報告を致します。 譲受人へ 1 1 月 2 1 日午前 1 0 時に小浜町にある会社へ訪問して聞き取りを致しました。 姉からの贈与による所有権の移転になります。 土地の所在は笠利町大字万屋字川ラ勝の 3 筆と字中永田 2 筆と合わせて 5 筆であります。 元々、譲渡人は農業されていなくて川ラ勝の 3 筆は貸していて、中永田の 2 筆は、譲受人が代わりに耕作している状態でしたので、高齢にもなりそろそろ土地の名義も変えていた方が良くはないかと言う事で、今回の贈与による移転となったようです。 譲受人は現在、自作地もあり夫婦でサトウキビ、ドラゴンフルーツ、パイナップルを自家消費用に作っていて贈与された土地も同じ作物を作る予定でありますので何ら問題ないかと思います。 ご審議の程よろしくお願い致します。
1 1 番	(栄 委員) 譲渡人について説明 農地法第 3 条の規定による許可申請No. 3 8 の譲渡人と土地について調査報告致します。 調査は土地、譲渡人の順で行いましたが、報告は申請書に沿って報告致します。 1 1 月 1 5 日、午後 1 時 3 0 分頃、岩元推進員、事務局の竹山主幹、私で調査致しました。 譲渡人について調査報告致します。 譲渡人の自宅にて話しを伺いました。私は高齢ですので譲受人が私の

後見人です。私の面倒を見る事になっていますとの事でした。
内容は申請書の通りです。宜しく申し上げますとの事でした。

(栄 委員) 土地について説明

1 1 番

1 0 ページと 1 1 ページを御覧ください。
土地は万屋集落と空港の中間位に位置し龍郷・奄美空港線沿いの中永田は 2 種農地で他は基盤整備された 1 種農地です。
万屋字川ラ勝はサトウキビが植えていて収穫間近でした。また、万屋字中永田は除草され管理されていました。また、万屋字中永田はサトウキビと奥の方にはパパイヤが植えていました。
いずれの土地も管理されていて問題ないものと思われます。
農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号については別紙のとおりでございます。
以上、報告致します。
ご審議の程よろしくお願い致します。

(里 委員) 譲受人について説明

7 番

農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 3 9 譲受人のご報告をさせていただきます。
1 1 月 1 8 日午前 1 0 時 3 0 分において笠利分室の竹山さんと推進委員の福さんと栄さんと自分、申請地の農地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。
土地の所在及び記載内容に間違いとの事でした。農作業へ常時従事することや耕作地への距離からも問題ないと思います。
ご審議のほど宜しくお願い致します。

笠利
事務局

(竹山 主幹) 譲渡人について説明

農地法第 3 条の規定による No 3 9 について、調査報告をいたします。
1 1 月 1 8 日 (月) 午後 1 時 3 2 分頃に、譲渡人と電話でお話を聞くこ

7 番 議長 5 番 事務局	とができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。譲渡人は岐阜県に居住していて奄美に戻る予定もなく、現在のこの土地の耕作者である譲受人に土地を贈与したいとのことでした。 皆様のご審議をお願いします。 (里 委員) 土地について説明 土地についてご報告をさせていただきます。 農地の現状はタンカン・バナナ・野菜類が栽培されていました。 草刈りも綺麗にされており凄く綺麗に管理されていました。 場所においては20ページをお願いします。 周辺の第1種農地でもあり周辺の農地の影響もなく問題ないと思います。 農地法第3条・第2項第1号・第2項第4号・第2項6号に付いては別紙のとおりでありますのでご報告をさせていただきます。 (岸田 会長) それでは、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 (朝 委員) No.38 なんですが、貸付地があるのですが農地取得の際、貸付地があるのとは関係ないのですか (池 局長) 貸付地に関しましては問題ありません。 以上です。
--	--

議長	(岸田 会長) その他、質疑がありませんか。 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請，No.38、No.39について審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日 程 第 4 》 (岸田 会長) 議案第65号 非農地の認定についてNo.29を議題といたします。 No.29について私の調査報告があるため、議長を会長代理に進行を任せます。 (議 長 交 代)
議長	(榮 会長代理) No.29につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。 それではNo.29について事務局から説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第65号 非農地証明願いについて 21ページをお開き下さい。 今回の申請の内訳は名瀬地区1件の申請です。 22ページをお開き下さい

議長 9 番 3 番	No.29 につきましては奄美市名瀬大字西仲勝字白代川原（しろよかわはら）の2筆で3,676㎡の申請であります。 申請地は小湊安木屋場のタンカン園（樹園地）が点在する場所に位置しております。 当該農地については令和2年8月に農地中間管理機構による農地売買事業で当該農地を購入しておりますが、全く植樹されておらず現在に至っており山林化され今回、非農地証明願いを提出した次第です。 因みに、事業導入した地域振興公社からの非農地申請については確認済みであり、当該農地については、その他の事業導入はしていないことを農林水産課には確認済みであります。 以上、1件でございます。 （榮 会長代理） 続いて担当調査委員による願出人、土地について調査報告お願いいたします。 （岸田 委員） 願出人について説明 議案第65号、非農地の認定No.29について調査報告を致します。 11月21日午前9時に願出人に電話にて聞き取り致しました。 令和2年に当該地を取得したときには既に木々に覆われており手のつけようがない状態で今に至ったとの事でした。 以上、報告致します。 （日高 委員） 土地について説明 11月20日午後1時30分頃、所有者、池事務局長、高山推進員と共に現地調査をしました。 当該地は安木屋場農道沿いの少し傾斜のついた場所で周りを山林に囲まれた飛び地のため足を踏み入れることは出来ず確実な現地調査は困難でした。
---------------------------------	---

議長 7 番 事務局 議長	この農道周辺は耕作者はおらず一帯が山林化されており、畑として利用するには困難であることを皆で確認しました。 以上、報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (榮 会長代理) それではNo.29に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 (里 委員) ちょっと、確認いたしますけど、土地改良事業において第1種農地だと思いますけど山林化している土地改良している農地を非農地申請は出来るのでしょうか (池 局長) 土地改良事業地における非農地ですね。 結論から申し上げます。 土地改良事業、また第1種農地においても非農地はできますが第1種農地でありますので転用などする際は農振法に沿って事務手続きを農林水産課の方で行う必要があります。あくまでも非農地は農業委員会での事務作業であり、第1種農地についての除外、転用に関しては農林水産課において事務作業となります。 過去に第1種農地において知名瀬の農地についても非農地判断をしています。 また、条件等など含めたうえで事業経過年についてクリアしているか、全てクリアした時に改めて農振除外申請を行う手続きが出来ると思います。 (榮 会長代理) 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。
---	---

議長	本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 6 5 号 非農地の認定についてNo. 2 9 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは再度、議長を交代します。ご協力の程、ありがとうございました。 《 日 程 第 5 》 (岸田 会長) 議案第 6 6 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。 それではNo. 1 2 に 朝 委員の関連案件がありますので退出をお願いいたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第 6 6 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について 2 7 ページをお開き下さい。 今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、除外が 2 件、軽微な変更が 1 件の申請であります。 申出書の内容につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所 農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしく願いいたします。

名瀬

農林水産課

(勇 農政水産)

農林水産課 勇です。

今回の案件につきましてですが、個別の除外手続が2件、軽微変更申出1件の計3件となります。

では資料に基づき説明させていただきます。

まず件1（ナンバーは11）であります。

申出地は奄美市笠利町大字里字船越、地目は畑、申出面積は1,341㎡
変更理由としては店舗建設の為の除外の申出であります。

当該土地は、笠利支所から東へ約1.0キロに位置し、大型スーパーや工場等の立地する箇所と近く、集団性を有する現状の農振農用地区域内のはずれに位置しております。

細かく申し上げると、農道を介して農用地と接しており、この筆ともう1筆のみ凹凸の形で飛び出た、いびつな様相となっております。

隣接域に耕作中の農地もございますが、商業施設と接している状況や、主要県道と接していること、また開発行為の事業計画や、土地所有者と事業執行者との関連も説明・整理がしっかりしていること、などを踏まえ、担当としましては、除外はやむを得ない状況である状況と判断いたします。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

次に件2（ナンバーは12）であります

申出地は奄美市笠利町大字節田字長ハサマ、地目は畑、申出面積は1,347㎡
変更理由としては駐車場建設の為の除外の申出であります。

当該土地は、笠利支所から南へ約4.5キロに位置し、過去に整備事業等導入のあった農地であり、集団性を有する農用地区域のはずれに存在しております。

周囲は当該地の土地利用者が行う介護関連事業所と農道を介し隣接する

ほか、宅地も混在する箇所となっております。

除外可否の判断も分かれる地域状況であります。今申し述べました周囲の宅地等につきましては、過去に除外申出を許可した経緯もございます。

また、当該地は除外申出前に車輛駐車やコンクリートブロックを設置するなど、事前着工が見られました。

このことにつきましては始末書を提出し、反省の意を示しております。

担当としましては、除外には問題のない農地とまでは言えませんが、周囲の状況や過去の事例から鑑みて、やむを得ない状況ではないかと判断いたします。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

続いて件3（ナンバーは13）であります。

申出地は奄美市笠利町大字宇宿字南籠原、地目は畑、申出面積は4,236㎡内45㎡変更理由といたしましては農業用倉庫建設の為、用途区分変更は軽微の用途区分変更の申出、軽微変更であります。

当該土地は、笠利支所から東へ約2.9キロに位置し、集団性を有する農地、農用地区域内にございます。

申出理由としましては、休憩所などを兼ねた倉庫建設の為、用途区分変更の申出であります。

軽微な変更でありますので、問題のない案件と判断いたしますが、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

以上3件であります。皆さまのご審議をお願い致します。

議長	(岸田 会長) それでは先にNo.12の議案について担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 申出人について説明 奄美農業振興地域整備計画の変更No.12申出人について、調査報告をいたします。 11月20日水曜日、午後4時12分頃に、申出人が埼玉県に居住している為、電話でお話を聞くことができました。 申出人は埼玉県に居住していて奄美に戻る予定もなく、土地利用予定者から駐車場として利用したいと話があった為、本申請を行ったとのことでした。 皆様のご審議をお願いします。
10番	(土浜 委員) 土地について説明 11月18日、午前9時30分、事務局の中村室長、竹山主幹、そしてこの土地に詳しいという里委員と一緒に現地確認をしました。 資料の48ページを御覧ください。 申請地は現在少し草が生えた状態で奥の方は藪の中から少しサトウキビが生えている状態でした。 申請地と家との間には手堀りの側溝がありますが水が溜まった状態でした。 隣接する農地は水草が生い茂っていました。申請地は水捌けが悪く農地には向かないと思います。 土地の有効利用を考えたら砂利で敷いても駐車場に利用するのもやむを得ないと思います。 ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それでは先にNo.12について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成多数であります。

朝 委員 の入室を許可いたします。

続いてNo.11とNo.13について、担当調査委員による申出者、土地について調査報告をお願いいたします。

16番

(中棚 委員) 土地・申出人について説明

議案第66号奄美市農業振興地域整備計画の除外の申出者について報告いたします。

11月14日、午前10時15分に現地の畑で笠利事務局竹山主幹と私と畑の確認をしました。

現地の畑は33、34、40ページを見てください。

当該農地は農振地域域外に挟まれた土地になりますが、長年にわたり耕作もされていない土地になります。計画が進んでいるようですので農振地域域外で問題ないと思います。

申出人の報告を致します。

同日、午前10時50分に面会し話しを伺いました。

計画が進んでいるようですので、宜しく願い致しますということでした。以上、報告致します。

議長

(岸田 会長)

それではNo.13の調査報告をお願いします。

7 番	(里 委員) 申出者について説明 議案第66号奄美農業振興地域整備計画の変更（軽微）について No.13 申請人の報告をさせていただきます。 11月18日、午前10時において笠利分室の竹山主幹と大瀬委員と申出人、自分と申請地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。 申請地は昨年の9月の総会において農地法第3条申請が提出され許可を出した農地でもあります。 農業用の倉庫・資材や農業用の機械類の保管場所・作業場の確保のため でありますので問題ないと思います。土地の所在及び記載内容に間違い との事でした。 ご審議のほど宜しくお願い致します。
15 番	(大瀬 委員) 土地について説明 11月18日、月曜日、午前10時に笠利分室の竹山主幹、里委員と私の3名と現地で待ち合わせをして申出人と会い話を伺いました。 申出人は去年名義となっている申出地で倉庫を建てたいという事です。 畑は収穫後で整地されておりました。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) それではNo.11から順次質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第66号奄美市農業振興地域整備計画の変更による No.11～No.13について、適当という意見を市長に答申することに審議 の結果決定いたしました。

	《 日程第 6 》
事務局	議案第 6 7 号 奄美市農用地利用集積計画の利用権設定の決定についてを議題といたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長) 議案第 6 7 号 農用地利用集積計画の決定について 6 1、6 2 ページの終期管理表をお開き下さい。 総括表から名瀬地区については利用権を受ける者が 3 人で、2 5 筆、面積は 1 7, 0 3 9 m²で賃貸借契約するものであります。 内容についてご説明いたします。 終期管理表の 1 番～2 0 番については畜産経営のため飼料作物を栽培するための契約でございます。 また、2 1 番～2 5 番については 3 ヶ月遅れの奄美市が所有する促進ハウスの契約でございます。 これにつきましては先月、先々月と奄美市が管理するハウスと土地の所有者との契約について遅れたため奄美市農林水産課に厳重に指導を行いました。 来年度以降は農地バンクとの契約を行うことで、併せて指導したところであります。 以上、内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。 以上です。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第67号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

《 日程第 7 》

議案第68, 69号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
合意解約と賃貸借契約の決定について議題といたします。

この議案に入る前に 11番、栄 委員 の案件がありますので退出の
程お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

（池 局長）

事務局

議案68号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について

68ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

内容といたしましては笠利地区2件で面積は3,963㎡でございます。
解約理由といたしましては番号1番、2番の土地の所有者が親戚に土地を貸したいということで急遽、契約期間満了1ヶ月前で解約となりました。

また、この土地2筆に関しては来月に間に合わせるよう契約を行うとの事でした。

以上であります。

続いて議案69号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について 72ページの名瀬地区の管理表、74ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が1件で契約期間は10年で面積は144㎡でございます。

議長

また、笠利地区につきましては５件で契約期間は１０年と４年で面積は
7,892㎡でございます。
その他、作物名などにつきましてはお目通しください。
以上であります。

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第68,69号奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理機構）
の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

栄 委員の入室を許可いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

令和6年11月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 大瀬 昭信
署名委員 中棚昭三十
作成者 池 秀平